

下関港（新港地区）沖合人工島の周辺海域における水質環境調査のお知らせ

次のとおり、下関港(新港地区)沖合人工島の周辺海域で水質環境調査を実施しますので、付近を航行または停泊する船舶は作業に十分注意するとともに、調査にご協力をお願いします。

国土交通省 九州地方整備局 下関港湾事務所 TEL 083-266-3292
FAX 083-261-6445

●調査概要

1. 調査期間 ……【令和4年9月下旬～令和5年3月中旬】

調査	種別	作業船種	隻数	作業期間(予定)	作業日数(予定)	作業時間	備考
水質環境調査	機器設置撤去 (水質連続観測)	調査船	1隻	令和4年9月下旬～令和5年3月中旬	作業期間のうち2日間程度	日の出 ～ 日没	警戒船1隻 配備 (潜水作業時)
	機器データ回収	調査船	1隻	令和4年10月上旬～令和5年3月中旬	作業期間のうち6日間程度		
	機器見廻り点検	調査船	1隻	令和4年10月上旬～令和5年3月中旬	作業期間のうち21日間程度		
	採水	調査船	1隻	令和4年10月上旬～令和5年3月中旬	作業期間のうち12日間程度	潜水作業は行わない	

2. 調査の場所

水質環境調査の場所 …… 図-1に示す場所

3. 調査概要

- 3-1 機器設置撤去(図-5参照)
 1) 調査船から潜水士が潜り、水質観測機器(水温塩分計、濁度計、光量子計)を海中に設置し、約160日間程度24時間連続観測した後、観測機器を撤去します。
 2) 台風等により荒天が想定される場合は事前に機器を撤去し、その後、再度設置します。
- 3-2 機器データ回収
 1) 水質連続観測期間中、潜水士により月1回程度、観測機器の記録データの回収を行います。
- 3-3 機器見廻り点検
 1) 水質連続観測期間中、調査船から潜水士が週1回程度、観測機器の見廻り点検を行います。
- 3-4 採水
 1) 2週間毎に1回の頻度で、3-3機器見廻り点検時に、調査船上から採水器を用いて採水を行います。

4. 安全対策

- 1) 作業に従事する関係船舶には、事業標識旗を掲げます。(図-2参照)
 2) 潜水作業中は、警戒の標識(緑、黄、緑の吹き流し)を掲げた警戒船1隻を配備します。(図-3参照)
 3) 調査船には、海上衝突予防法の規定による国際信号旗(A旗板)を掲げ、潜水作業中であることを明示します。(図-4参照)
 4) 水質環境調査箇所には、ブイ(点滅灯付)を設置します。(図-5参照)

5. 情報の提供

作業に関する情報は下記で取り扱っています。
 九州地方整備局 下関港湾事務所 TEL 083-266-3292 FAX 083-261-6445

●通航船、錨泊船へのお願い

調査期間中、観測用機器・ブイ(図-5)が設置されていますので、付近を航行または停泊する船舶は十分注意するとともに、調査にご協力をお願いします。

●本お知らせ

本お知らせは、国土交通省九州地方整備局下関港湾事務所のホームページに掲載しています。
 ホームページアドレス <http://www.pa.qsr.mlit.go.jp/shimonoseki/>

